

平成30年 第1回

長与町議会定例会会議録

平成30年 3月 6日開会

平成30年 3月23日閉会

長与町議会

平成30年第1回長与町議会定例会会議録(第1号)

招集年月日 平成30年 3月 6日
本日の会議 平成30年 3月 6日
招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 浦川 圭一 議員 2番 中村 美穂 議員 3番 安部 都 議員
5番 饗庭 敦子 議員 6番 安藤 克彦 議員 7番 金子 恵 議員
8番 分部 和弘 議員 9番 西岡 克之 議員 10番 岩永 政則 議員
11番 喜々津英世 議員 12番 山口憲一郎 議員 13番 堤 理志 議員
14番 河野 龍二 議員 15番 吉岡 清彦 議員 16番 竹中 悟 議員
17番 内村 博法 議員

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局 長 谷本 圭介 君 議事課 長 富永 正彦 君
主 任 山田 傑 君

説明のため出席した者

町 長 吉田 慎一 君 副 町 長 鈴木 典秀 君
教 育 長 勝本 真二 君 総 務 部 長 荒木 重臣 君
企 画 財 政 部 長 久保平敏弘 君 建 設 産 業 部 長 緒方 哲 君
住 民 福 祉 部 長 森川 寛子 君 教 育 次 長 帯田 由寿 君
健 康 保 険 部 長 中山 庄治 君 水 道 局 長 濱 伸二 君
会 計 管 理 者 谷本 清 君 建 設 産 業 部 理 事 松邨 清茂 君
教 育 委 員 会 理 事 金崎 良一 君 秘 書 広 報 課 長 青田 浩二 君
総 務 課 長 山本 昭彦 君 契 約 管 財 課 長 井川 勝信 君
地 域 安 全 課 長 山口 功 君 政 策 企 画 課 長 荒木 隆 君
財 政 課 長 田中 一之 君 税 務 課 長 荒木 秀一 君
収 納 推 進 課 長 宮崎 伸之 君 土 木 管 理 課 長 日名子達也 君
産 業 振 興 課 長 中嶋 敏純 君 福 祉 課 長 細田 愛二 君
こ ども 政 策 課 長 村田ゆかり 君 住 民 環 境 課 長 栗山 浩二 君
健 康 保 険 課 長 志田 純子 君 介 護 保 険 課 長 辻田 正行 君
水 道 課 長 山口 新吾 君 下 水 道 課 長 山崎 禎三 君
教 育 総 務 課 長 宮司 裕子 君 生 涯 学 習 課 長 山口 利弘 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長 和田 弘 君 情 報 管 理 室 長 堀池 英二 君

会議録署名議員

15番 吉岡 清彦 議員 16番 竹中 悟 議員

本日の会議に付した案件・・・・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

散会 12時06分

平成30年第1回長与町議会定例会
議事日程（第1号）

平成30年 3月 6日（火）
午 前 9時30分 開 議

日程	議案番号	件 名	備 考
1	—	会議録署名議員の指名	
2	—	会期の決定	
3	—	議長報告	
4	—	行政報告	
5	—	施政方針説明	
6	1	和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分の承認を求めることについて	
7	2	平成29年度長与町一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認を求めることについて	
8	3	長与町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例	
9	4	長与町防災会議条例の一部を改正する条例	
10	5	附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例	
11	6	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	
12	7	長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	
13	8	町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例	
14	9	長与町教育委員会教育長の給与及び旅費支給並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例	
15	10	長与町税減免に関する条例の一部を改正する条例	
16	11	長与町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	
17	12	長与町国民健康保険条例の一部を改正する条例	
18	13	長与町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例	
19	14	長与町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	
20	15	長与町敬老祝金支給条例の一部を改正する条例	

日程	議案番号	件名	備考
21	16	長与町介護保険条例の一部を改正する条例	
22	17	長与町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	
23	18	長与町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	
24	19	長与町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	
25	20	長与町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例	
26	21	長与町営住宅の設置、整備及び管理に関する条例の一部を改正する条例	
27	22	長与町都市公園条例の一部を改正する条例	
28	23	平成29年度長与町一般会計補正予算（第6号）	
29	24	平成29年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	
30	25	平成29年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	
31	26	平成29年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）	
32	27	平成29年度長与町下水道事業会計補正予算（第2号）	
33	28	平成30年度長与町一般会計予算	
34	29	平成30年度長与町駐車場事業特別会計予算	
35	30	平成30年度長与町国民健康保険特別会計予算	
36	31	平成30年度長与町後期高齢者医療特別会計予算	
37	32	平成30年度長与町介護保険特別会計予算	
38	33	平成30年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計予算	
39	34	平成30年度長与町水道事業会計予算	
40	35	平成30年度長与町下水道事業会計予算	
41	36	人権擁護委員の推薦について	

平成30年第1回長与町議会定例会会期日程（案）

◎ 会 期 3月6日（火）～ 3月23日（金） 18日間

月	日	曜	時 間	区 分	備 考
3	6	火	9：30	本会議	議長報告、行政報告、施政方針説明 議案上程（提案理由説明） （全員協議会）
	7	水	9：30	本会議	一般質問（5名） （午前）吉岡議員 ・ 饗庭議員 （午後）岩永議員 ・ 分部議員 西岡議員
	8	木	9：30	本会議	一般質問（5名） （午前）浦川議員 ・ 金子議員 （午後）堤 議員 ・ 安部議員 中村議員
	9	金	9：30	本会議	一般質問（1名） （午前）河野議員
					議案に対する質疑・採決（委員会付託以外の議案） 議案に対する質疑・付託（委員会付託議案）
					（全員協議会）
	10	土	—	休 会	
	11	日	—	休 会	
	12	月	9：30	委員会	付託案件審査
	13	火	9：30	委員会	付託案件審査
	14	水	9：30	委員会	付託案件審査
	15	木	9：30	委員会	付託案件審査
	16	金	9：30	委員会	付託案件審査
	17	土	—	休 会	
	18	日	—	休 会	
	19	月	9：30	委員会	付託案件審査
	20	火	9：30	委員会	付託案件審査
	21	水	—	休 会	（春分の日）
	22	木	9：30	委員会	付託案件審査予備日、委員長報告取りまとめ
	23	金	9：30	本会議	委員長報告・採決（委員会付託議案）

7 日	午前	吉岡清彦 議員 ① 役場組織の中で、各部署において吉田町政が誇れるものは何かについて ② 全国5大新聞を含めた新聞による情報収集の活用、利用について
		饗庭敦子 議員 ① 高齢者福祉政策について ② 子ども医療費の助成対象拡大について
	午後	岩永政則 議員 ① 長与町自治基本条例及び長与町職員倫理条例並びに長与町長等政治倫理条例の制定について ② Jアラート（全国瞬時警報システム）とその運用について ③ 乗合タクシー（コミュニティバス）について
		分部和弘 議員 ① 町長の思う町づくりについて ② 持続可能な開発目標について
		西岡克之 議員 ① 本町の交通問題について ② 本町の子育て政策について
8 日	午前	浦川圭一 議員 ① 監査委員の選任について ② 手数料徴収の適正化について ③ 地域公共交通の充実について
		金子恵 議員 ① 若者支援における課題・到達点について ② 住民参加型の行政のあり方について
	午後	堤理志 議員 ① 公共施設の老朽化対策、有効活用について
		安部都 議員 ① 教育行政について ② 子ども医療行政について
		中村美穂 議員 ① 乳がん、子宮がん検診について ② 結婚相談事業について
9 日	午前	河野龍二 議員 ① 高田南区画整理事業について ② 子ども医療費助成拡大について

○議長（内村博法議員）

皆さん、おはようございます。ただいまから平成30年第1回長与町議会定例会を開会いたします。これから本日の会議を開催いたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、15番吉岡清彦議員、16番竹中悟議員を指名いたします。

次に日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月23日までの18日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって会期は、本日から3月23日までの18日間に決定いたしました。

次に日程第3、議長報告を行います。

議長報告であります。お手元に配付したとおりであります。

次に請願陳情文書表について申し上げます。会議規則第91条並びに第92条の規定により、請願第1号については産業厚生常任委員会に付託いたしましたので報告いたします。なお、陳情につきましてはありません。これで議長報告を終わります。

次に日程第4、行政報告を行います。行政報告の発言を許します。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

皆さん、おはようございます。花のつぼみもほころぶ季節となつてまいりました。議員各位におかれましては御健勝のこととお喜びを申し上げます。平成30年第1回長与町議会定例会をお願いいたしましたところ、大変御多用の中に御出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。本日から開会をしていくわけでございますけれども、本議会におきましても、新年度の当初予算をはじめ、多くの議案をお願いをいたしております。長期間になるかと思っておりますけれども、どうぞよろしく御審議をいただき、御決定をいただきますようお願いを申し上げます。それでは、平成29年12月から平成30年2月にかけての行政報告をさせていただきます。お手元に資料を配付させていただいておりますので、主要な部分だけ御報告をさせていただきます。12月12日に時津町及び長与町防災行政無線等の活用に関する覚書締結式を執り行いました。これは連続発生が予想される事件や特殊詐欺の予兆電話、高齢者の行方不明などの事案が発生した場合に時津警察署からの要請により防災行政無線等を通じて迅速な情報発信を行うための覚書を締結しております。住民の高齢化や核家族化が進む現状におきまして、今後も時津警察署や各種関係機関との連携を強化し、町民皆様の安全安心なまちづくりに努めてまいりたいと思っております。20日には長与町として初めての長崎県知事及び長崎県議会議長要望を行いました。これは、多様な行政課題に適切に対応し持続可能で成熟したまちづくりのために要望したもので、高田南土地区画整理事業の整備促進、都市計画道路

西高田線の整備促進、子育て支援のための子ども医療費助成の充実、健康増進の総合的な推進を図るための健康ポイント事業に関する制度創設、普通教室、特別教室への空調設置、公立小中学校トイレの洋式化率の向上の6項目について内村議長と連名で要望活動を行いました。中村知事及び八江県議会議長に対して、本町の抱える課題について御理解をいただくとともに、その解決に向け強く要望を行いました。今後も県に対して働きかけを行い、要望項目の解決に取り組んでまいりたいと思っております。

1月に入りまして7日に長与町成人式を執り行い、本町の未来を担う415人が晴れて成人の仲間入りをしております。また9日には長与町消防出初式を執り行い、消防活動に功績をいただきました96人の消防団関係者へ表彰状及び感謝状の授与を行いました。議員各位におかれましては、寒い中に両日共に多くの御出席をいただき、心より感謝を申し上げる次第でございます。2月に入りまして21日に長与町災害対策本部設置訓練を行いました。これは長崎県職員災害対応訓練に合わせて実施をしており、長与町と時津町で震度6強の地震が発生したとの想定で行いました。長与町でも災害対策本部を設置し、各部局で被害状況を収集し、その情報を県の情報連絡員へ報告いたしました。この訓練は本町では初めて実施し、とても有意義な訓練になりました。災害はいつ発生するか分かりませんので、今後も危機意識を持って住民の皆様の安全安心を守ってまいります。また1月14日に開催されました第36回全国都道府県対抗女子駅伝に長与中学校3年生の久松彩己さんが出場し、本県3位入賞へ貢献いたしました。若い力の活躍は、本町にとりましては誠に誇らしく喜ばしい限りであり、今後の活躍に期待するところでございます。その他、お手元に配付のとおり、多くの行事や会議がっております。議員各位におかれましては、御多忙の中に御出席、御協力をいただきましたことに、重ねて感謝申し上げます。以上が12月から2月にかけての行政報告でございます。次に載せてあります5,000万円未満の入札結果とあわせまして御参照いただければと存じます。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

以上で行政報告を終わります。次に日程第5、施政方針の説明を許可いたします。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは、本定例会におきまして、平成30年度当初予算をはじめ、各種の議案審議をお願いするに当たり、今後の町政運営に対する所信の一端を申し上げ、議員各位をはじめ、町民皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。昨今の新聞紙上では、今春卒業の大学、大学院生の就職内定率が過去最高、あるいは有効求人倍率が4年ぶりの高水準といった報道がなされ、我が国の経済状況は、失業率の低下と就業者数の増加や女性や若者の就業環境の改善等が示すように、雇用、所得環境の大幅な改善を達成し、経済の好循環が実現しつつあるとされております。また国はこの流れをより確かなものとし、持続的な経済成長を実現するため、人づくり革命、生産性革命を断行するとともに、

引き続きその土台となる地方創生を大胆に進め、国難ともいえるべき少子高齢化、地方消滅の危機の克服に最大限の力を注ぐとしています。特に少子高齢化につきましては、本町におきましても地域社会の存亡に関わる問題として深刻に捉え、将来的にも一定規模の人口を有しながら持続可能で活気ある地域社会を維持していくため、平成27年にまち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、当該計画を包含する第9次総合計画とともに、一体的に推進しているところでございます。国と地方のこれまでの取組を通じ、国レベルでは出生率が向上し、その結果として人口減少速度が緩和しております。また、保育所整備、利用率の大幅な上昇により、女性の労働参加率がアメリカ、フランスを上回るなどといった成果も出ております。しかし、人口減少の最大要因でありますところの東京圏への人口一極集中は、むしろ加速している状況でございます。先に総務省が公表いたしました平成29年の人口移動報告では、東京圏の転入超過は11万9,779人で、22年連続、平成21年以降最大とされております。長崎県の状況は、同じく平成29年の1年間に全国6番目となる5,883人の転出超過、依然として大幅な人口減少が続いております。本町でも進学、就職の年齢層を中心に365人の転出超過という状況でございます。この進学、就職の年齢層の転出超過傾向は、地方特有の構造的な問題でもあり、短期的に改善することは容易ではありませんが、国や県、関係機関と密接に連携し、若い世代の地元への定着を促進する取組を進めてまいります。さらに、本町の皆さんは結婚、出産、子育てに対する積極的な姿勢を有しておられますので、引き続き、子育て、教育環境や自然環境と都市機能が調和した暮らしやすさに一層磨きをかけ、出生率の向上と子育て世代を中心とした定住者の増加を目指してまいります。

昭和44年1月1日に町制を施行した本町は、来る平成31年1月に町制施行50周年を迎えます。町制施行当時1万3,500人程度であった人口は、現在4万2,300人を擁し、長崎市のベッドタウンとして目覚ましい発展を遂げてまいりました。平均年齢も比較的若く、子育て世代が多く暮らす本町は、長崎市に隣接する都市機能の利便性と身近で豊かな自然環境を併せ持ち、今や子育てと教育のまち、機能的で暮らしやすいまちとして内外で高い評価を得ております。かつての爆発的な人口増加にも関わらず、暮らしやすさで常に新たな住民を惹きつける求心力を保ち続けることができたのも、本町に暮らす新旧住民が相互に融和し、ともに知恵を絞り、手を携えて努力してきた賜物であると確信をしております。平成30年度、31年度と2か年にわたり記念事業を実施してまいりますが、これまでの町の発展の過程と、それを支えてきた人々への感謝の思いを共有できるような、また新たな50年を迎えるに当たり、本町のさらなる飛躍を予感させ得るような事業を展開してまいりたいと考えております。

私はこれまで一貫して幸福度日本一のまちづくりを標榜してまいりました。地方創生の観点から、危機的な少子高齢社会に適切に対応するとともに、持続可能な人に優しい成熟したまちを創るため、現在第9次総合計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略を一体的に推進していることは前述のとおりでございます。いずれも策定から3年目、計

画の中間年度を迎え、事業の進捗とともに一定の成果が問われる段階へと入ってまいります。これまで準備を進めてまいりました健康ポイント事業、乗合タクシーがいよいよ実施段階へ入ります。さらに高田南土地区画整理事業につきましては、国や県の御理解、御協力を得ながら一括施工による早期完了を目指します。その他、各所管における各種の事務事業につきましても、数値目標やK P Iを含む所期の目的を達成すべく、総合的かつ着実な推進を図り、子どもから高齢者まで全ての町民にとって、住みたい、住み続けたい、住んで良かったと言われるような幸福度日本一のまちを目指してまいります。

続きましては、財政運営に対する姿勢でございます。平成30年度予算編成に関して、国は前述のとおり、雇用、所得環境は大きく改善し、経済の好循環が実現しつつあるとしながらも、国債費が毎年度の一般会計歳出総額の2割以上を占めるなど、厳しい状況にあるなどという理由から、歳出全般にわたり聖域無き徹底した見直しを推進するとしています。また、地方に対しても国の取組と基調を合わせた徹底した見直しを求めています。長崎県におきましても、近年義務的経費が増大する一方で県税や地方交付税などの歳入が伸び悩むなど、厳しい財政運営を強いられておきまして、分野を問わず、事業、施設、職員配置のあり方そのものまで踏み込んで検討する財政構造改革のための総点検を加速するとしております。本町も同様に、社会保障関連経費の大幅な伸びや減少傾向にある地方交付税に加え、進行中の大型公共事業、さらに今後老朽化した公共施設等の維持管理経費の増大が見込まれるなど、厳しい財政運営を強いられており、国や県と同様、徹底して無駄を排除する姿勢と将来にわたる財政の健全性の維持が求められております。こうしたことから平成30年度予算編成につきましては、前の年度に引き続き、一部経常経費等へのシーリング導入や資機材調達手法の再検討等を含め、厳しい姿勢にて経費節減に努めたところでございます。本会議で御審議いただく平成30年度一般会計当初予算の規模は122億5,454万3,000円、平成29年度比で0.4%の増という状況でございます。予算の執行に当たりましては、費用対効果を常に念頭に置き、効率的かつ成果を重視した行財政運営に努めてまいります。

それでは、平成30年度における重点施策・主要事業等につきまして所管ごとに御説明をいたします。まず総務部でございます。これまでも第4次長与町行政改革大綱実施計画に基づいた行政改革の遂行、また業務改善活動にも取り組みながら、事務の効率化、経費の節減、事業の充実、住民サービスの向上を目指し、効果的、効率的な行政運営に努めてまいりました。平成30年度におきましても、引き続き第4次長与町行政改革大綱実施計画に基づき、一層の行政改革を推進するほか、人事評価制度や職員研修制度などを活かした職員の意識改革、資質向上のための人材育成や時間外勤務の状況、業務量の変化に応じた人員配置を継続して行うことで、事務事業を処理し得る組織編成を図ってまいります。情報管理部門では、安定的な電算システムの運用管理を図るとともに、行政事務の効率化を進め、さらなる住民サービスの向上を進めてまいります。また、社会保障・税番号制度におきまして、女性活躍推進等に対応したマイナンバーカード等の

記載事項の充実のため、希望する者に係るマイナンバーカード等への旧姓の併記等を可能とするようシステム改修を行うほか、情報連携に係る業務運用が円滑にできますよう関係所管課への支援を行ってまいります。消防防災事業では、消防団を核とした地域防災力の充実強化を図るため、消防車の更新を行うとともに消防装備の改善や団員の処遇改善を図ってまいります。また、本年2月に県が土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域を本町で指定したことから、ハザードマップ等による町民への周知を行い減災に努めてまいります。地域協働では、地域の安全安心な暮らしを支える最も身近な組織であります自治会や地区コミュニティ活動を引き続き支援するとともに、加入促進、会員確保に向け、積極的な広報活動を行ってまいります。交通安全対策事業では、季節ごとの交通安全運動を積極的に実施しつつ、関係団体と連携し、交通安全教育や体験型の講習会を開催し、交通安全意識の啓発及び交通マナーの向上に努めるとともに、特に子どもと高齢者を交通事故から守る施策を行ってまいります。また、今後の本町における交通安全対策、各種事業の基礎資料とするため、町内主要箇所における交通量調査を実施いたします。防犯対策事業では、警察や地域の見守りの皆様の御協力をいただきながら「カギかけんば、ひと声かけんば、見守りせんば」の犯罪なく3（さん）ば運動を広く啓発、実施し、犯罪を未然に防ぐまちづくりに努めます。また、実体の見えない、顔の見えない犯罪である特殊詐欺等の被害防止に向け、町民の皆様に、よりタイムリーな情報提供ができるよう警察等と連携してまいります。防犯灯のLED化につきましては、5か年計画を4年に短縮し、3年目の平成30年度は北部地区を中心に交換を進めてまいります。

次に企画財政部でございます。まず現下の本町のまちづくりの基盤である長与町第9次総合計画及び長与町まち・ひと・しごと創生総合戦略につきまして、策定から3年目の中間年度を迎え、事業の進捗とともに一定の成果が問われる段階へ入ります。数値目標やKPIを意識した実効性のある事務事業評価及び施策評価を実施するなど、所管各課との連携により適切な進行管理に努め、成果を意識した両計画の一体的かつ効果的な推進を図ります。また、平成28年度策定の長与町公共施設等総合管理計画その後につきましては、平成29年度に劣化状況調査を実施いたしました。優先度が高いものから修繕、補修を実施するとともに、将来の個別施設計画策定に向け、施設マネジメントの方向性について検討してまいります。長与町地域公共交通網改善計画に基づく乗合タクシーにつきましては、関係機関による地域公共交通会議を経ながら、地域住民、タクシー事業者や警察との度重なる協議により、具体的な運行計画の作成を進めているところでございます。当初の想定どおりの町内2地域において、6か月間の試験運行を実施いたします。長崎市、時津町との1市2町による連携中枢都市圏形成につきましては、協約締結後の平成29年3月に長崎連携中枢都市圏ビジョンを策定し、活力と魅力にあふれる長崎都市圏を目指すべき将来像に掲げています。引き続き適切な役割分担による効率的、効果的な事業構築、実施に加え、新たな連携の可能性についても検討をいたしま

す。町制施行50周年事業につきましては、平成30年度、31年度と2か年にわたり実施をしております。平成30年度におきましては、まずは町制施行50周年を知っていただくため、ロゴやキャッチコピーを募集するなどの募集事業及びキャッチコピー等を利用し、各種媒体を介した周知事業を中心に実施をしております。

続きまして、財政運営でございます。本町の財政状況は、社会保障関連経費の大幅な伸びや減少傾向にある地方交付税に加え、進行中の大型公共事業、さらに今後老朽化した公共施設等の維持管理経費の増大が見込まれるなど、年々厳しさを増しております。しかし一方で、基礎的自治体である本町の動向は住民生活に直結していることから、財政の健全性を維持しつつも新たな行政課題や多様化する行政需要に適切に対応していかなければなりません。これを可能とするため、予算編成、執行の各段階において、真に必要性、優先性が高い事業への集中化、重点化を図るとともに、歳出全般にわたり無駄を徹底的に排除し、各種財政指標の動向に細心の注意を払いながら、健全財政の堅持に努めてまいります。課税事務につきましては、町税が本町の歳入の根幹をなすことから、課税客体的確な把握と適正かつ公平な課税に努めます。収納推進業務におきましては、各債権の一元化により滞納債権の縮減が図られているところでございます。今後も債権業務の効率化を図り、法に基づく滞納処分など、さらなる債権回収に努めてまいります。また生活困窮者対策としまして、引き続きファイナンシャル・プランニング事業を活用し、生活改善による安定的な納税に繋げてまいります。

続きまして、住民福祉部でございます。住民の福祉と環境を守るという住民と密接な繋がりを持つ業務であることから、住民の思いに寄り添った対応に努めてまいります。行政の基盤となる住民基本台帳や戸籍、マイナンバー情報を取り扱う住民窓口では、引き続きセキュリティ対策を徹底するなど安全性を高め、信頼されるサービスの提供を行ってまいります。環境分野につきましては、この自然豊かで美しい環境のまちを次世代に引き継ぐために、環境美化の促進や地球温暖化防止の普及、啓発の取組を進めてまいります。また循環型社会の構築のために、町民との協働により、ごみの減量化とさらなる資源リサイクルの取組を進めてまいります。ごみ処理施設につきましては、長与・時津環境施設組合及び時津町とともに、安全かつ適正な稼働を図ってまいります。焼却施設関連の板の浦公園の整備も進んでおります。完成後は多くの皆様に憩いの場として利用していただきたいと思っております。子育て支援につきましては、まず支援環境の整備といたしまして、町内に5館ある児童館のうち4館におきましても子育て支援センター連携型を実施し、地域の子育て親子の交流の場として充実を図ってまいります。支援体制の整備といたしまして、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業に取り組み、要保護児童対策地域協議会をはじめとする地域ネットワーク構成員のさらなる連携強化や担当職員の専門性強化を図り、児童虐待の早期発見、早期対応並びに発生予防に努めます。また、発達障害児等の福祉の向上を図ることを目的に、保育所や放課後児童クラブなど子どもや保護者が集まる場所を巡回し、子どもの発達が気になる段階から適切な

関わりができるよう支援の強化を行います。地域福祉につきましては、避難行動要支援者等管理支援システムの導入に伴い、自治会、自主防災組織及び関係機関と連携を図りながら、見守り活動並びに災害時における支援に向けた個別計画の策定に取り組んでまいります。高齢者福祉につきましても、高齢化社会の進展により高齢者の方々のニーズも様々になっていく中で、時代に即した効果的な事業を実施し、高齢者の健康づくりと安心して生活できる環境づくりに努めてまいります。今回、高齢者に関する施策の一部見直しを行い、高齢者の皆様から要望が多くあっておりました交通費助成について取り組んでまいります。障害者福祉におきましては、平成30年度が第4次障害者計画、第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画の実施初年度となることから、計画における目標達成に向けて関係機関と連携を図りながら、実施状況の把握に努め、障害の特性に応じた支援を進めてまいります。

続きまして、健康保険部でございます。健康づくりにつきましては、第2次健康ながよ21に基づき、健康寿命の延伸と健康格差の縮小を目標に取り組んでいるところでございます。先般発表された健康ながさき21の中間評価では、本町の平均寿命は男性81.91歳、女性88.29歳と、県内でそれぞれ2位、1位となっております。平均自立期間も男性80.35歳、女性84.49歳と計画策定時との比較で、男性1.95年、女性3.38年、それぞれ延伸いたしました。まだまだ平均寿命と平均自立期間に差があるのが現状でございます。そこで平成30年度から新たに健康無関心層をターゲットに健康ポイント事業をスタートいたします。通称を「貯めんば損たい！ながよミックンポイント」といたしますが、この事業は、歩く、健診を受診するなどの健康活動を行うことでポイントを獲得し、貯まったポイントを町内商品券やミックングッズ、健康づくり助成券などと交換できるという楽しみと健康を同時に手に入れる事業となっております。是非多くの皆様に参加していただきたいと思っております。国民健康保険事業につきましては、平成30年4月から長崎県も運営に加わり、財政運営の安定化を図ってまいります。各種手続や保険証の交付、保険税の通知や特定健診などは、これまでどおり町で行ってまいります。これからも町民の健康維持増進、そして健康寿命の延伸を達成できるようデータヘルス計画に基づき、効果的な保健事業を実施し、医療費適正化に努めてまいります。また、徴収業務につきましては、これまで以上にきめ細かい収納対策を実施するなど収納率の向上と公平な負担の確保に努めてまいります。介護保険事業につきましては、平成30年度から32年度までの3か年を計画期間として、長与町老人福祉・第7期介護保険事業計画を策定したところでございます。第7期計画では第6期計画に引き続き、団塊の世代が75歳以上になる2025年を見据え、地域包括支援センターを核に医療機関や介護事業所などと連携し、医療や介護が必要になっても住み慣れた地域で医療、介護、生活支援サービスを受けながら、安心して暮らせるまちづくりを目指す長与町版地域包括ケアシステムの実現に向けた取組を深化してまいります。そのため、切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築を目指し、引き続き長与

町在宅医療介護連携推進協議会により、医療介護連携に係る課題の解決をはじめ、住民への周知を図ってまいります。また、認知症の人ができる限り住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるよう、認知症の方や家族の方への必要な支援を充実してまいります。その取組として、認知症の早期発見、早期対応のため、医師会等各関係機関と連携して認知症初期集中支援チームを設置するとともに、これまでの地域包括ケアコーディネーターによる相談に加え、認知症カフェの設置など相談体制の充実を図ってまいります。生活支援につきましては、地域の支え合いをテーマに身近な地域での支え合いによる生活支援や元気な高齢者の皆様などが主体となった介護予防サービスの提供体制の構築、自立支援のための情報提供や高齢者のニーズに対する支援等に向け、地域包括ケアコーディネーターを中心に、一体的な生活支援となるよう体制の整備を図ってまいります。介護予防につきましては、これまで進めてまいりました地域支援事業に加え、健康ポイントの導入による健康意識の高揚に伴い、その相乗効果による住民主体の介護予防への取組を支援してまいります。

続きまして、建設産業部でございます。農業の振興につきましては、有害鳥獣被害防止対策事業をはじめ、本町の特産品である柑橘の品質向上対策並びに優良苗木の更新事業を継続してまいります。また地産地消を促進する農産物直売所の充実に向けた畑作物拡大事業や落葉果樹等苗木購入補助など、継続して支援を行ってまいります。この他水産関係ではヒラメ、ナマコなどの稚魚放流事業や大村湾の再生活動を引き続き実施いたします。次に林業関係でございますが、継続事業の治山事業であります嬉里郷の梶原地区や岡郷の佐敷川内地区につきましては、平成30年度においても県当局の指導を仰ぎ、山地防災の強化を図ってまいります。続きまして商工観光関係でございますが、創業塾の開催や長与町中央商店街等対策事業などを継続し、町内事業者の経営安定と販売力向上に向け、引き続き商工会と連携し、各種支援事業を展開してまいります。その他交流人口の拡大を図る長与川まつりや長与シーサイドマルシェでは、実行委員会の協力を仰ぎ、町内外からの多くの来場者に親しんでいただけるイベントとして町の活性化に繋げてまいります。また、ふるさと長与応援寄附金事業では、さらなる返礼品などの充実を図り、全国の皆様方に応援していただけるよう努めてまいります。次に建設関係ですが、町道に架設されている橋りょうを長寿命化修繕計画に基づき、年次ごとに修繕を行い、コスト削減に努めてまいります。また町道の維持管理につきましても、計画的に舗装の補修、打ち替えを行ってまいります。安全で快適な地域社会事業につきましては、安心安全な利用を行うために、経年劣化による法面等の補修を行ってまいります。町営住宅につきましては、長寿命化計画に基づき、年次ごとに詳細点検、補修設計を行い早期の修繕によるコスト削減に努めてまいります。中尾城公園をはじめとする公園等につきましては、遊具の修繕を早急に行い、憩い、安らぎの場として、より一層の維持管理に努めてまいります。都市計画道路西高田線につきましては、都市計画決定及び事業認可の変更を行い、フォーレツインキャッスル出口付近から高田踏切までの拡幅区間の調査設

計を行い、早期完成を念頭に事業を進めてまいります。高田南土地区画整理事業につきましては、事業の長期化により、地権者の方々には大変御迷惑をお掛けしておりますが、早期完成に向け努力をしております。

次に教育委員会でございます。心を育む教育と文化の創造のさらなる充実を目指して、次のような内容に取り組んでまいります。まず、教育環境の充実といたしまして、長与中学校体育館の屋根及び外壁を改修するとともに、天井照明を水銀灯照明からLED照明へと交換し、照明器具の落下防止対策を図るなど、安全安心な学校施設の環境整備に努めます。また、学校衛生設備の環境整備として、年次的に各小中学校のトイレを和式便器から洋式便器へ改良を進めてまいります。給食共同調理場では、幅広い調理が可能となるスチームコンベクションオーブンの取替や、熱中症対策の一環として調理場排気ダクトの設置、調理員への夏用白衣の支給など快適な職場環境の整備を行ってまいります。次にALT外国語指導助手の活動といたしまして、昨年引き続き夏休み期間中を活用して中学生を対象とした外国人と英語で交流するコミュニケーション活動の場、通称NICEを展開するとともに、小学生を対象として冬休み、春休みに英会話教室を開設し、国際化が急速に進展しているグローバル社会に対応できる人材の育成に努めてまいります。その他、ながよ検定では、英語検定の内容を単語中心の検定から文章力を重視した検定へとレベルアップを図り、国際感覚や基礎学力の確実な定着と学びの習慣性を高めてまいります。生涯学習では、スマートフォン、タブレットに触れたことのない方を対象に、その魅力、特徴など基本的な機能をやさしく紹介するタブレット&スマートフォン講座を勤労青少年ホームを中心に各公民館等で実施をしております。また、身近な学習の場交流の場として、「であい」「ふれあい」「学びあい」をモットーに、各公民館において各種講座等の活動を通じて、人づくり地域づくりを進めてまいります。人権教育の推進といたしまして、「人のぬくもり、心豊かさが実感できるまちづくり」をテーマに、子どもから高齢者まで命を大切にする、またあたたかな思いやりの心と人権感覚を持った人づくりを進めるため、第20回西彼杵郡人権教育研究大会を本町において開催いたします。さらに町民文化ホールをはじめとする文化施設の適切な維持管理を図りつつ、優れた文化、芸術を鑑賞する事業を展開してまいります。続きましてスポーツ振興でございます。平成29年度にスポーツ振興くじ助成金 toto を財源として長与シーサイドパーク・フットサルコートにナイター施設を整備いたしましたところ、スポーツを楽しみながらの健康づくり、仲間づくりの場として多くの方に利用していただいております。平成30年度は、皆様より頂いております使用料の一部を充当し、町民体育館のバスケットリングを小学生から一般まで利用できる上下可動式のゴールに改修します。幅広い年齢層に利用していただき、町民が気軽に参加でき、生きがいや健康づくりの意識の高揚を図った生涯スポーツの普及振興に取り組んでまいります。加えて、管理運営体制の充実を図り、既存施設の有効活用や老朽化に伴う施設及び整備の計画的な改修、サービス向上に努めてまいります。さらにこれらの取組を通じて、命の尊さや

個人の尊厳を重んじることを基調に、学校、家庭及び地域住民とお互いに手を携え子ども達を健やかに育むとともに、生涯にわたって学び続けることのできる社会の実現を目指してまいります。

最後に水道局関係でございます。水道事業、下水道事業ともに中長期計画等に基づいた事業を行うことで、将来にわたり健全な経営の下に安定的な事業を行ってまいりたいと考えております。水道事業は、町民の快適な暮らしや社会活動に不可欠なものになっており、安全で良質な水を安定供給することが最大の使命として取り組んでおります。平成30年度におきましては、中長期計画による老朽化した施設の更新及び配水管等の布設替えを行い、計画的な耐震化を図ってまいります。また水源拡充対策を実施し、効率的な施設利用及び水源確保に努めるとともに、水質管理並びに漏水対策につきましても充実を図り、適切な維持管理に努めてまいります。下水道事業は町民の快適な生活環境を保持すると同時に大村湾の水質保全に寄与することが求められております。平成30年度におきましては、高田南土地区画整理事業の工事進捗に併せて整備を推進してまいります。また長寿命化計画により、耐震化対策を含めた施設の改築、更新事業を計画的に行うとともに、汚水管渠の清掃、点検及び修繕等を行い、マンホールポンプ場及び浄化センターの運転管理による放流水の水質保全等の維持管理に努めてまいります。

大変長くなりましたけれども、以上が平成30年度の町政運営に対する基本的姿勢及び重点施策、主要事業等でございます。組織一丸となって、幸福度日本一のまちづくりに邁進してまいりますので、議会をはじめ町民皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

これで施政方針説明を終わります。議題に入るに先立ち、お手元に配付された資料について差替えの申し出がっておりますので許可いたします。

総務課長。

○総務課長（山本昭彦君）

皆さん、おはようございます。議員皆様にお配りいたしました議案の附属資料に誤りがありましたので、誠に申し訳ございませんが差替えをお願いいたします。差替えをお願いいたしますのは、議案第34号の附属資料、平成30年度長与町水道事業会計予算に関する説明書でございます。お手数ですが、どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（内村博法議員）

他に皆様方からありませんか。

なければ、次の日程第6、議案第1号和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分の承認を求めることについて。日程第7、議案第2号平成29年度長与町一般会計補正予算第5号の専決処分の承認を求めることについて。日程第8、議案第3号長与町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例を一括議題といたします。ただいま一括議題としております議案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

ただいま一括提案となりました議案第1号から第3号につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。はじめに議案第1号和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分の承認を求めることにつきまして、提案理由を御説明いたします。本議案は、町道内で発生した物損事故に係るもので、和解、損害賠償の額を定めることにつきまして地方自治法第179条第1項の規定により、平成29年12月18日に専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりその承認を求めるとでございます。なお、和解及び損害賠償の相手方につきましては、個人情報に配慮し氏名をAと記載しております。事故の概要ですが、平成29年11月3日午前8時頃、高田郷775番地1付近の町道日当野1号線上で発生したもので、相手方所有の車両が対向車と離合する際に側溝部分に寄ったところ、側溝に設置していたグレーチング蓋が跳ね上がり、前輪後部の作業油タンク周辺を破損させたものでございます。その後、相手方と示談交渉を進めた結果、和解することで合意を得ております。和解の内容につきましては、町の過失割合を10割とし損害を賠償するものであり、今後本件事故に関し双方とも一切異議、請求の申立てを行わないことを確認するものでございます。また、この和解による損害賠償の額は損害額の10割相当額の132万7,547円でございます。以上が提案の内容でございます。なお事故箇所につきましては、事故後直ちに側溝改修工事を行っておりまして、今後とも事故再発防止に努めてまいります。御承認のほどよろしくお願いいたします。

次に議案第2号平成29年度長与町一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認を求めるとにつきまして、第5号の補正予算につきましては、ふるさと長与応援寄附金の増額見込みによる歳入歳出予算の補正を地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成30年1月26日付をもって専決処分をいたした次第でございます。このことについて、同法第179条第3項の規定により、議会に報告しその承認を求めるとでございます。それでは予算書の1ページをお願いいたします。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,571万8,000円を追加いたしまして、補正後の総額を125億3,938万3,000円としたものでございます。補正の主な内容につきまして、2ページからの第1表歳入歳出予算補正により御説明をいたします。歳入の16款寄附金は今年度末までに見込まれるふるさと長与応援寄附金の増額見込み額を、17款繰入金は今回の補正の財源調整のために計上いたしました。次に3ページの歳出をお願いいたします。2款総務費に今回のふるさと長与応援寄附金増額見込みに係る経費3,571万8,000円を計上いたしました。その主な内容といたしましては、2款総務費2項徴税費1目税務総務費において、11節需用費には寄附者への返礼品購入等に係る経費を、12節役務費には返礼品の発送に係る経費及びふるさと納税代理納付システム利用料を、13節委託料にはふるさと納税業務委託料を計上いたしております。以上が補正の主な内容でございます。議案の後に、平成29年度長与町一般会計補正予算（第5

号)に関する説明書を添付しておりますので、御参照いただき御承認のほどよろしくお願ひしたいと思っております。

次に議案第3号長与町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例につきまして、この条例は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律、並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴い、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について、新たに条例を制定するものでございます。内容といたしましては、介護支援専門員を配置している居宅介護支援事業所は、平成30年4月1日より事業所の指定、指導等の権限が県から市町村へ移譲されることになっております。これまで省令で定める基準に従い、県が条例で基準を定めておりましたけれども、この権限移譲に伴い、町で条例を定める必要性が生じたものでございます。本町では基本的に県条例と同様、国の省令で定めた内容となっておりますが、独自規定として、長与町暴力団排除条例の趣旨に則り、暴力団等の介入を防ぐための措置を講じること。また、事業者の不当利得に対する返還請求権の時効が、地方自治法に基づき5年とされており、2年経過以降に監査等を行う場合に必要な資料の確認を行うため、記録の保存年限を5年と規定いたしております。第1章では総則として、第1条から第3条まで、趣旨、定義、申請者の要件について。第2章では基本方針について。第3章では人員に関する基準として、第5条、第6条で従業者の員数、管理者の基準について。第4章では運営に関する基準として、第7条から第32条まで、利用者等に対する重要事項等の内容や手続の説明及び同意、提供拒否の禁止、管理者の責務、運営規程、秘密保持、事故発生時の対応など。第5章では準用規定、第6章では委任について、それぞれ規定しております。なお、附則におきまして、この条例の施行日を平成30年4月1日としております。また、第6条第2項につきましては、経過措置として平成33年3月31日までの期間を設けております。以上が提案内容でございます。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（内村博法議員）

場内の時計で10時30分まで休憩いたします。

（休憩 10時17分～10時30分）

○議長（内村博法議員）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第9、議案第4号長与町防災会議条例の一部を改正する条例。日程第10、議案第5号附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例。日程第11、議案第6号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。日程第12、議案第7号長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。日程第13、議案第8号町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例。日程第14、議案第9号長与町教育委員会教育長の給与及び旅費支給並び

に勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例。日程第15、議案第10号長与町税減免に関する条例の一部を改正する条例を一括議題といたします。

ただいま一括議題としております議案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

ただいま一括提案となりました議案第4号から第10号につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。はじめに議案第4号長与町防災会議条例の一部を改正する条例につきまして、近年の多様化する災害発生状況を勘案し、専門的知見を有する有識者を防災会議委員として構成することにより、本町の防災体制のさらなる強化を図るために委員の定数を20人以内から24人以内に改正するものでございます。なお、本条例の施行日は平成30年4月1日を予定をしております。

続きまして、議案第5号附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例につきまして、本議案は風水害等の自然災害から避難行動要支援者の生命等を守り、被害を最小限にとどめるよう、避難行動要支援者の避難支援対策の充実強化を図るため、附属機関として長与町避難行動要支援者避難支援連絡協議会を新たに追加するものでございます。委員の構成は20人以内、任期は2年としております。なお、施行期日につきましては、平成30年4月1日とするものでございます。

続きまして、議案第6号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、本議案は特別職の職員で非常勤のものについて、任用状況により通勤費用相当分の費用弁償を職員の通勤手当の例により支給することとする他、保育専門員の報酬額について見直しを行うことにより処遇の改善を図るものでございます。また、別表の町長の部の介護保険専門員を介護保険専門員Ⅰとし、介護保険専門員Ⅱ及び長与町避難行動要支援者避難支援連絡協議会の報酬額を新たに加えるものでございます。なお、施行期日につきましては、平成30年4月1日とするものでございます。

次に議案第7号長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、議案第8号町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第9号長与町教育委員会教育長の給与及び旅費支給並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、関連いたしますのでまとめて御説明申し上げます。町議会議員及び三役の期末手当の支給割合につきまして、国の特別職と同様に人事院勧告に準じて支給割合を引き上げるため条例を改正するものでございます。第1条におきましては、期末手当の支給割合を0.05月分引き上げ、総支給割合を3.15月分とするものです。第2条におきましては、期末手当の支給割合を、6月は100分の147.5、12月は100分の167.5にそれぞれ改めるものでございます。附則第1項及び第2項におきまして、本条例の第1条の規定は公布の日から施行、平成29年4月1日から適用とし、第2条の規定は平成30年4月1日から施行するものとしております。

附則第3項では給与の内払について定めております。

次に議案第10号長与町税減免に関する条例の一部を改正する条例につきまして、本議案は農業災害補償法の一部を改正する法律が、平成30年4月1日に施行されることに伴い所要の改正を行うものでございます。改正の内容は、農業災害補償法の一部改正により法律の名称が農業災害補償法から農業保険法に改められることから第2条第3項中の農業災害補償法を農業保険法に改め、あわせて規定の整備を行うものでございます。施行日は平成30年4月1日でございます。なお、改正に伴い条例の趣旨、運用等に変更は生じないものでございます。

以上が提案内容でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（内村博法議員）

次に日程第16、議案第11号長与町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。日程第17、議案第12号長与町国民健康保険条例の一部を改正する条例。日程第18、議案第13号長与町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例。日程第19、議案第14号長与町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。日程第20、議案第15号長与町敬老祝金支給条例の一部を改正する条例。日程第21、議案第16号長与町介護保険条例の一部を改正する条例。日程第22、議案第17号長与町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例。日程第23、議案第18号長与町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。日程第24、議案第19号長与町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。日程第25、議案第20号長与町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例。日程第26、議案第21号長与町営住宅の設置、整備及び管理に関する条例の一部を改正する条例。日程第27、議案第22号長与町都市公園条例の一部を改正する条例を一括議題といたします。

ただいま一括議題としております議案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

ただいま一括提案となりました議案第11号から第22号につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

はじめに議案第11号長与町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、改正の内容は、国民健康保険における財政主体が都道府県になることに伴い地方税法が一部改正されましたので、それにあわせて改正を行うもの、また規定の整備を行うものでございます。第2条第1項は課税額の定義の規定でございます。国保制度改革が行われ、平成30年度からは都道府県が給付に要する費用の全額を市町村に交付する代わりに、市町村は都道府県に対し国民健康保険事業費納付金を納付する仕組みに変わります。

それに伴い地方税法が一部改正されましたので、地方税法の書きぶりに合わせております。第5条の2第1号は、第2条第1項を改正することにより、法律番号の記載が不要となったため法律番号を削除するもの、また、字句の修正を行うものでございます。最後に附則でありますが第1項におきまして施行期日を、第2項におきまして適用区分を規定しております。

次に議案第12号長与町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして、改正の内容は国民健康保険における財政主体が都道府県になることに伴い改正を行うもの、また、規定の整備を行うものでございます。第2条は国民健康保険運営協議会の委員の定数の規定でありますが、退職者医療制度が廃止されましたので、被用者保険等保険者を代表する委員の規定を削除しております。第5条は被保険者とならない者の規定でありますが、国民皆保険の趣旨からすると、貧困のため市町村税を免除されている者及びその者の世帯に属する者を被保険者とならないことは適當ではないことから、第5条第1号を削除いたします。第8条は葬祭費の規定でありますが、平成30年度からの国民健康保険の都道府県単位化に伴い、葬祭費の支給額を長崎県内全市町2万円に統一するものでございます。最後に附則でありますが、第1項におきまして施行期日を、第2項におきまして経過措置を規定しております。

次に議案第13号長与町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例につきまして、改正の内容は、高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い所要の改正を行うものでございます。第3条は保険料を徴収すべき被保険者の規定でございます。高齢者の医療の確保に関する法律第55条の2の規定が新設され、国民健康保険法第116条の2の規定により住所地特例の適用を受けて従前の住所地の市町の被保険者とされている者が75歳到達等により後期高齢者医療に加入した場合には、特例を引き継ぎ、従前の住所地の後期高齢者医療広域連合の被保険者とすることとなったため改正を行うものでございます。附則第2条は平成20年度における特例措置ですので削除し、附則第3条を附則第2条といたします。最後に附則でありますが、施行期日を規定しております。

次に議案第14号長与町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、本議案は子ども・子育て支援法施行規則等の改正に伴う条文の整備と所要の改正を行うものでございます。第8条は支給認定証が任意交付化されたことによるものでございます。第15条第1項第2号は、上位法の改正に伴い項ずれを改めるもので、その他は所要の改正を行うものでございます。附則では施行日を公布の日からとし、第15条第1項第2号の改正規定につきましては、平成30年4月1日から施行することとしております。

続きまして、議案第15号長与町敬老祝金支給条例の一部を改正する条例につきまして、本議案は高齢化の進展に伴い、高齢者に関する事業を時代に即した継続的に実施できる事業とすることを目的として、総合的に見直しを実施することに伴い、改正を行う

ものでございます。第3条敬老祝金の額につきまして、第1号、77歳の額を1万円から5,000円に、第2号、88歳の額を3万円から2万円に。第3号、100歳の額を10万円から8万円に改めるものでございます。なお、附則といたしまして、この条例は平成30年5月1日から施行することとしております。

次に議案第16号長与町介護保険条例の一部を改正する条例につきまして、介護保険事業につきましては、介護保険法の規定により3年で1期となる事業計画により運営をしております。平成29年度は第6期計画の最終年度となっております。平成30年度から32年度までの3か年の事業計画を策定するに当たり、サービス見込量等を推計し長与町介護保険運営協議会におきまして審議を重ね、長与町老人福祉計画第7期介護保険事業計画を作成いたしました。この計画に基づき介護保険料の改正等について提案するものでございます。第12条、第13条、第31条は、介護保険法の改正に伴う条文整理でございます。第14条第1項は、適用期間を平成30年度から平成32年までとし、第1項第1号から第9号までに掲げる第1号被保険者の保険料の額をそれぞれ改定するものでございます。また、第2項から第4項までは、第1項の第6号から第9号までの施行令各号のイの町が定める範囲の額を定めたもので、第5項につきましては、低所得者保険料軽減に係る保険料を定めたものでございます。保険料につきましては、計画期間中の3か年に係る第1号被保険者や認定者の推計を基に、第6期計画の実績を踏まえながら介護給付費等を推計いたしております。これにより算出された第7期計画の保険料基準額につきましては、介護給付費準備基金を活用し月額5,400円といたします。第6期計画時の保険料基準額と比較いたしますと、今回の改定で月額5,661円からマイナス4.6%、261円のマイナス改定となっております。なお、附則につきましては、第1項において本条例の施行期日を平成30年4月1日とし、第31条につきましては公布の日からとしております。また、経過措置として第2項では、平成29年度分までの保険料につきましては、なお従前の例によることとし、第3項では第1項のただし書きに規定する適用について、なお従前の例によることと規定をしております。

次に議案第17号長与町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例につきまして、この条例は指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等に係る厚生労働省令が一部改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。主な改正の内容といたしましては、平成30年度から高齢者や障害児、障害者が共に利用できる共生型サービスが創設されることから障害者福祉制度の相談機関との密接な連携を図るため、第3条第4項の一部に条文を加えております。次に公正中立なケアマネジメントの確保という点から第7条第2項の一部を改めております。次に医療機関との連携促進という点から第7条第3項、第33条第14号の2、第33条第20号の2のそれぞれに新たな条文を加えております。なお、附則につつま

しては、本条例の施行期日を平成30年4月1日からとしております。

次に議案第18号長与町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例並びに議案第19号長与町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、今回の改正は、各条例とも地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の公布により認知症の定義に係る条文の変さらに伴う、条文整理でございます。なお、附則につきましては、本条例の施行期日を平成30年4月1日からとしております。

次に議案第20号長与町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例につきまして、今回の改正は道路法施行令の一部を改正する政令に伴い、所要の改正を行うものでございます。主な改正内容でございますが、第2条第3項中「占用面積が1平方メートルに満たない端数は1平方メートルに、長さが1メートルに満たない端数は1メートルにそれぞれ切り上げて算定するものとする。」を「表示面積、占用面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、またはこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル、若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長またはその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。」に定め、占用料の額を改正するものであります。なお、附則におきまして、施行日を平成30年4月1日としておるところであります。

続きまして、議案第21号長与町営住宅の設置、整備及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして、本議案は公営住宅法施行令及び住宅地区改良法施行令の一部を改正する政令、公営住宅法施行規則及び地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の改正を行うものでございます。主な改正内容は、公営住宅法施行令及び公営住宅法施行規則の改正に伴う条ずれの整備及び文言の修正等を行うものでございます。なお、施行期日は、公布の日から施行すると定めております。

続きまして、議案第22号長与町都市公園条例の一部を改正する条例につきまして、本議案は都市緑地法、都市公園法、都市公園法施行令の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。主な改正内容であります。運動施設の敷地面積に対する建蔽率の割合が政令により50%以内と定められていましたが、今回の法改正で参酌基準へ変更となりましたので、本条例において定めるものでございます。また、第10条におきまして、許可の違反行為や不正行為などに対して、許可を取り消したり、行為を中止させたりした場合などに、これらの処分によって生じた損害について、町が責めを負わないことを定めるものであります。その他、都市公園法等の改正に伴う条ずれの修正や字句の補正を行い、附則として、施行日を平成30年4月1日としております。

以上が提案内容でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（内村博法議員）

次に日程第28、議案第23号平成29年度長与町一般会計補正予算（第6号）。日程第29、議案第24号平成29年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）。日程第30、議案第25号平成29年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。日程第31、議案第26号平成29年度長崎都市計画事業長与町土地地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）。日程第32、議案第27号平成29年度長与町下水道事業会計補正予算（第2号）を一括議題といたします。

ただいま一括議題としております議案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは、ただいま一括提案となりました議案第23号から第27号につきまして、提案理由の御説明をいたします。

はじめに議案第23号平成29年度長与町一般会計補正予算（第6号）につきまして、予算書の1ページをお願いいたします。今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1億9,699万円を減額いたしまして、補正後の総額を123億4,239万3,000円とするものでございます。補正の主な内容につきまして、2ページからの第1表歳入歳出予算補正により御説明を申し上げます。歳入の1款町税では、町民税、固定資産税、軽自動車税及び都市計画税の現年課税分を増額計上いたしております。8款地方特例交付金は、交付額の決定による計上。第11款分担金及び負担金では、長与・時津環境施設組合派遣職員給与負担金を計上いたしました。13款国庫支出金では、障害者自立支援給付費負担金及び社会保障・税番号システム改修費補助金を増額計上。また、道路橋りょう費補助金につきましては、交付額の確定により減額計上いたしております。14款県支出金では、障害者自立支援給付費負担金、個人県民税徴収取扱費委託金及び市町村権限移譲等交付金などを実績見込みや交付予定額により増額計上いたしております。15款財産収入では、土地貸付収入及び財政調整基金をはじめとする各基金の運用収入を計上いたしております。16款寄附金では、社会福祉費寄附金1件、中学校費寄附金1件の御寄附について計上させていただきました。17款繰入金では、土地地区画整理事業特別会計繰入金の増額計上及び財政調整基金等繰入金を減額計上。18款繰越金では、平成28年度からの純繰越金の予算未計上分を計上。19款諸収入には、過年度長与・時津環境施設組合運営負担金精算金などを増額計上いたしました。20款町債では、事業費の減額に伴う充当起債の減額分を計上いたしております。

続いて4ページからの歳出の主なものを御説明いたします。歳出では育児休業者6名分の給料、職員手当、共済費などの人件費について減額補正いたしております。

次に職員人件費以外の補正につきまして主なものを御説明いたします。1款議会費では費用弁償等の減額。2款総務費では公共施設劣化状況調査業務委託料、電算システム運用開発委託料及び評価替に伴う固定資産評価業務委託料などの減額。3款民生費では自立支援給付費の増額計上。4款衛生費では予防接種委託料、健康診査委託料及びごみ

収集委託料の減額。6款農林水産業費では有害鳥獣被害防止対策事業補助金の減額。7款商工費では信用保証料補給補助金の減額などを計上いたしました。8款土木費では、補助金の確定による町道等維持補修工事費の減額、西彼中央土地開発公社が所有する土地の購入費を計上、そして、土地区画整理事業特別会計繰出金の減額などを計上いたしております。5ページの9款消防費では広域消防事業負担金の減額。10款教育費では教育振興基金への積立金を計上、また、公民館等改修工事費の減額などを計上いたしております。12款公債費では、地方債に係る元金償還金及び利子の最終見込みによる補正額を計上。13款諸支出金では土地開発基金への積立金を計上いたしております。

以上が歳入歳出予算補正の主な内容でございます。

続いて6ページをお願いいたします。第2表繰越明許費では、8款土木費2項道路橋りょう費の山手橋架け替え工事以下3件につきまして、年度内の完了が困難であると見込まれる繰越予定額をお願いいたしております。7ページをお願いいたします。第3表債務負担行為補正では、長与町ふれあいセンター等整備事業、以下2件の追加をお願いいたしております。8ページをお願いいたします。第4表地方債補正では、道路橋りょう事業以下4件については限度額の変更を、9ページの市街地整備総合交付金事業につきましては、廃止をお願いいたしております。

以上が補正の主な内容でございます。議案の後に平成29年度長与町一般会計補正予算（第6号）に関する説明書を添付いたしておりますので、御参照ください。

次に議案第24号平成29年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、予算書の1ページをお開きください。今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億1,591万1,000円を減額しまして、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ47億4,576万円とするものでございます。それでは歳入につきまして説明いたします。予算書の2ページをお開きください。3款国庫支出金1項国庫負担金は、高額医療費共同事業拠出金の額の確定により負担金の額も確定いたしましたので、644万1,000円を減額計上いたしております。なお、6款県支出金でも同額を計上いたしております。7款共同事業交付金は、高額医療費共同事業交付金及び保険財政共同安定化事業交付金の額確定により1億302万9,000円を減額計上いたしております。

次に歳出につきまして説明をいたします。3ページをお開きください。2款保険給付費1項療養諸費につきましては、支出見込額により2,531万6,000円を増額計上。2項高額医療費につきましては、支出見込額により938万8,000円を減額計上いたしております。7款共同事業拠出金につきましては、高額共同事業及び保険財政共同安定化事業の拠出金の額が確定いたしましたので、1億592万7,000円を減額計上いたしております。8款保健事業費1項特定健診審査等事業費につきましては、支出見込額により752万2,000円を減額計上いたしております。12款予備費につきましては、保険給付費が増額見込みであることから1,839万円を減額計上いたしております。以上が今回の補正の主な内容でございます。なお、説明資料といたしまして、

平成29年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）に関する説明書を添付しておりますので御参照をお願いいたします。

次に議案第25号、平成29年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきまして、予算書の1ページをお開きください。今回の補正は、歳入歳出それぞれ635万円を増額しまして、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ4億7,183万3,000円とするものでございます。それでは歳入につきまして説明いたします。予算書の2ページをお開きください。1款後期高齢者医療保険料は、歳入見込額により546万8,000円を増額計上いたしております。3款繰入金は、保険基盤安定繰入金の額の確定により88万2,000円を増額計上いたしております。

次に歳出につきまして説明いたします。3ページをお開きください。2款後期高齢者医療広域連合納付金は、支出見込額により635万円を増額計上いたしております。

以上が今回の補正の主な内容でございます。なお、説明資料としていたしまして、平成29年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）に関する説明書を添付しておりますので御参照願います。

続きまして、議案第26号平成29年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、予算書の1ページをお開き願います。今回の補正は歳入歳出それぞれ1億406万6,000円を減額いたしまして、補正後の総額を9億3,350万2,000円とするものでございます。それでは歳入について御説明をいたします。予算書の2ページをお開きください。まず、1款1項国庫補助金4,430万、2款1項県補助金1,195万、3款1項一般会計繰入金6,325万を国庫補助事業費の確定に伴い減額いたします。また、5款2項保留地処分金1,543万4,000円を高田南土地区画整理事業における保留地売却の実績に応じて追加をいたします。

次に歳出について御説明いたします。3ページをお開きください。1款1項都市計画費1億406万6,000円を減額いたします。これは歳入で御説明いたしました国庫補助事業費の確定に伴う県事業委託料の減額並びに保留地処分金を財源とする一般会計繰出金の追加によるものでございます。続きまして4ページをお開きください。繰越明許費として、高田南土地区画整理事業で4億6,122万2,000円をお願いいたしております。主な内容につきましては、工事3件の予定となっております。

以上が、今回の補正予算の主な内容でございます。なお、議案の後に予算に関する説明書を添付いたしておりますので御参照を願います。

次に議案第27号平成29年度長与町下水道事業会計補正予算（第2号）につきまして、予算書の1ページをお開き願います。今回の補正は、まず第2条収益的収入及び支出の支出におきまして、第1款下水道事業費用では5,500万円を減額し、費用総額を9億7,090万5,000円といたしております。これは事業の執行及び確定による不用額等の減額を行うためであります。次に資本的収入及び支出の収入において、第1款資本的収入では2億1,481万9,000円を減額し、収入総額を1億2,136万

3,000円といたしております。また、支出において第1款資本的支出では2億813万2,000円を減額し、支出総額を4億2,756万6,000円といたしております。これは当初予定していた処理場の長寿命化計画を基とした国庫補助対象の改築更新事業を行うにあたり、高度処理に対応するための増設工事も併せて行うこととなり、その設計に時間を要するため今年度の国庫補助対象事業の一部を来年度以降の予定に変更し、補助金の要望額を減額したことによるものでございます。なお、資本的収入額が資本的支出額に対し、不足する額3億620万3,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,280万5,000円、過年度分損益勘定留保資金6,897万円及び減債積立金2億2,442万8,000円で補てんする予定としております。

以上が今回の補正予算の主な内容でございます。なお、議案の後に長与町下水道事業会計補正予算（第2号）に関する説明書を添付いたしておりますので、御参照願います。

以上が提案内容でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（内村博法議員）

場内の時計で11時25分まで休憩いたします。

（休憩 11時13分～11時25分）

○議長（内村博法議員）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第33、議案第28号平成30年度長与町一般会計予算。日程第34、議案第29号平成30年度長与町駐車場事業特別会計予算。日程第35、議案第30号平成30年度長与町国民健康保険特別会計予算。日程第36、議案第31号平成30年度長与町後期高齢者医療特別会計予算。日程第37、議案第32号平成30年度長与町介護保険特別会計予算。日程第38、議案第33号平成30年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計予算。日程第39、議案第34号平成30年度長与町水道事業会計予算。日程第40、議案第35号平成30年度長与町下水道事業会計予算を一括議題といたします。

ただいま一括議題としております議案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは、ただいま一括提案となりました議案第28号から第35号につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

はじめに議案第28号平成30年度長与町一般会計予算につきまして、予算書の1ページをお願いいたします。平成30年度一般会計予算の総額を122億5,454万3,000円といたしております。この予算規模は平成29年度に比べて5,324万3,000円、率にしまして0.4%の増となっております。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は2ページから7ページまでの第1表歳入歳出予算に記載しておりますが、その主なものを御説明いたします。

歳入の1款町税は44億5,727万1,000円を計上いたしました。前年度比で1億38万7,000円の増額でございます。個人町民税と固定資産税の増額が主な要因でございます。2款地方譲与税から8款地方特例交付金までについては、平成28年度決算額及び平成29年度の歳入状況を考慮し、合わせて1,200万円の増額で計上いたしました。3ページの9款地方交付税と10款交通安全対策特別交付金は前年度同額を計上いたしております。11款分担金及び負担金では、児童福祉費負担金の保育料、清掃費負担金の長与・時津環境施設組合派遣職員給与負担金など2億8,920万7,000円を計上いたしております。前年度比3,379万7,000円の増額でございます。12款使用料及び手数料では児童福祉使用料、都市計画使用料、住宅使用料やごみ収集手数料など合わせて1億7,884万8,000円を計上いたしました。前年度比で848万円の減額でございます。13款国庫支出金では障害者自立支援給付費負担金、保育所運営費負担金及び児童手当負担金など16億9,972万2,000円を計上いたしました。前年度比で8,636万3,000円の減額でございます。これは保育所等整備交付金の皆減が主な要因となっております。14款県支出金は9億3,366万6,000円を計上いたしております。前年度比4,760万円の増額であります。内容は社会福祉費負担金及び保育所運営費負担金の増額などが主な要因となっております。15款財産収入は385万3,000円を計上。16款寄附金は、ふるさと長与応援寄附金を8,000万円と見込んで計上をしております。4ページをお願いいたします。17款繰入金は1項特別会計繰入金の他、2項基金繰入金につきましては財源調整としての財政調整基金及び減債基金からの繰入と特定目的基金からの繰入を合わせて9億5,174万5,000円を計上いたしております。前年度比で3,407万5,000円の増で、財政調整基金及び減債基金からの繰入を増額したことが主な要因でございます。18款繰越金は前年度と同額計上でございます。19款諸収入では1億1,712万3,000円を計上いたしました。前年度比1,262万5,000円の減額計上であります。20款町債は8億9,510万円を計上いたしました。前年度比で1億3,750万円の減額となっております。

次に5ページからの歳出につきまして、主な内容を御説明申し上げます。1款議会費では1億3,845万7,000円の計上で前年度比21万5,000円の増額となっております。2款総務費では13億1,670万9,000円で前年度比7,010万3,000円の増額となっております。1項総務管理費での庁舎施設整備改良工事費及び2項徴税费でのふるさと納税関連経費の増額が主な要因でございます。3款民生費は49億7,716万2,000円で前年度比3,680万9,000円の増額となっております。1項社会福祉費の障害者福祉費の増額、2項児童福祉費の児童福祉運営費の増額が主な要因であります。4款衛生費は10億6,758万9,000円の計上で前年度比1億2,557万3,000円の増額となっております。2項清掃費での長与・時津環境施設組合負担金の増額が主な要因であります。5款労働費は3,538万円で前年度比191

万1,000円の増額計上でございます。6款農林水産業費は2億44万6,000円で前年度比144万円の増額計上でございます。6ページをお願いいたします。7款商工費は6,571万8,000円で前年度比71万8,000円の減額計上でございます。8款土木費は15億12万6,000円で前年度比2億608万8,000円の減額計上でございます。主な増減といたしましては、2項道路橋りょう費での道路維持費の減及び5項都市計画費での土地区画整理費の減、そして西高田線街路事業費の増額によるものでございます。9款消防費は3億5,691万2,000円で前年度比3,318万9,000円の減額計上をいたしております。消防施設費での消防格納庫建設工事費の皆減が主な要因であります。10款教育費は11億5,391万7,000円で前年度比3,862万4,000円の増額計上となっております。主な増減といたしましては、2項小学校費の屋内運動場整備工事及び校舎整備工事が平成29年度に完了し減額した一方、新たに3項中学校費において、屋内運動場整備工事が増額したことによるものであります。11款災害復旧費は1,170万円で前年度比40万円の減額計上となっております。7ページの12款公債費は14億794万3,000円の計上で前年度比1,648万円の増額計上であります。13款諸支出金は土地開発基金への積立金を計上。14款予備費は前年度と同額を計上いたしております。以上が歳入歳出予算の主な内容でございます。8ページをお願いいたします。第2表地方債では庁舎施設整備事業以下9件について、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めております。以上が当初予算の主な内容でございます。議案の後に平成30年度長与町一般会計予算に関する説明書を添付いたしております。また、平成30年度長与町一般会計予算にかかる主要な施策に関する説明書につきましても、合わせて御参照いただきたいと思います。

次に議案第29号平成30年度長与町駐車場事業特別会計予算につきまして、予算書の1ページをお開き願います。平成30年度の駐車場事業特別会計の予算総額は、歳入歳出それぞれ791万1,000円とするものでございます。この予算額は前年度より87万5,000円、8.9%の増額となっております。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によります。第2条の一時借入金借り入れの最高額は500万円と定めております。

それでは、歳入につきまして説明をいたします。2ページをお開き願います。歳入の主なものとしましては、1款使用料及び手数料1項使用料790万8,000円を計上いたしております。

次に歳出について御説明いたします。3ページをお開き願います。1款総務費1項総務管理費は781万円を計上しておりますが、駐車場管理委託料が主なものでございます。2款繰出金は存目としております。2款予備費は10万円を計上いたしております。なお、本予算の内容につきましては、予算に関する説明書を添付いたしておりますので御参照を願います。

次に議案第30号平成30年度長与町国民健康保険特別会計予算につきまして、はじ

めに平成30年度から都道府県が国保運営の責任主体となることに伴い、長与町国民健康保険特別会計も大きく変わります。歳入では今まで国や社会保険診療支払基金から交付されていた国庫支出金、療養給付費交付金、前期高齢者交付金は県に交付されることになり、共同事業交付金は廃止をされます。また歳出では、町が社会保険診療報酬支払基金に納付しておりました後期高齢者支援金、前期高齢者納付金、老人保健拠出金、介護給付金は県が納付するようになり、共同事業拠出金は廃止されますので、今申しました款はすべて廃款となります。予算書の1ページをお開きください。第1条は予算の総額を歳入歳出それぞれ39億9,289万2,000円と定めるものでございます。この予算額は前年度より17.7%の減額となっております。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によります。第2条の一時借入金の借り入れの最高額は5億円と定めております。第3条は歳出予算の流用に関する規定でございます。

それでは歳入から御説明いたします。予算書の2ページをお開きください。1款国民健康保険税は8億5,190万8,000円を計上し、前年度比6,724万1,000円、7.3%の減額を見込んでおります。保険税率につきましては昨年度同様ですが、被保険者数の減少が主な要因でございます。3款県支出金は29億404万5,000円を計上しております。主に保険給付費として県より交付されるものでございます。5款繰入金は2億3,517万6,000円を計上しており、前年度比700万3,000円、2.9%の減額を見込んでおります。主な要因といたしまして、保険基盤安定繰入金、出産一時金等の減額を見込んでおるところであります。

次に歳出について御説明をいたします。4ページをお開きください。1款総務費は3,317万9,000円を計上し前年度比88万3,000円、2.6%の減額を見込んでおります。主な要因として、都道府県化に伴うシステム改修委託料の減額によるものでございます。2款保険給付費は28億1,991万5,000円を計上し前年度比4,480万8,000円、1.6%の減額を見込んでおります。被保険者数の減少及び平成29年度の保険給付費の支払状況を加味して計上したものでございます。3款国民健康保険事業費納付金は9億6,113万円で県から示された納付金の額を計上しております。4款保健事業費は6,024万7,000円を計上し前年度比486万4,000円、8.8%の増額を見込んでおるところであります。健康ポイント事業の事業費及び特定健康診査等委託料の増加が主な要因でございます。5款基金積立金は4,000万円を計上しております。基金を積み立てることで、インフルエンザをはじめとする突発的な事態に対応していきたいと考えております。7款諸支出金は5,742万1,000円を計上し前年度比2,499万9,000円、77.1%の増額を見込んでおります。主な要因といたしまして過年度療養給付費負担金返還金の増額分となります。8款予備費は2,000万円を計上しております。なお、説明資料といたしまして平成30年度長与町国民健康保険特別会計予算に関する説明書を添付いたしておりますので御参照を願います。

次に議案第31号平成30年度長与町後期高齢者医療特別会計予算につきまして、予算書の1ページをお開きください。第1条は予算の総額を歳入歳出それぞれ4億9,564万円と定めるものでございます。この予算規模は前年度に比べ3,079万2,000円6.6%増額となっております。

それでは歳入から説明をいたします。予算書2ページをお開きください。1款後期高齢者医療保険料は3億9,617万4,000円を計上いたしております。前年度に比べ5.8%の増となっております。2款使用料及び手数料は督促手数料でございます。3款繰入金9,865万2,000円は一般会計からの繰入金で、事務費繰入金として2,507万3,000円、保険基盤安定繰入金7,357万9,000円を計上いたしております。4款繰越金は存目計上でございます。5款諸収入は償還金及び還付加算金の他は存目計上でございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。予算書の3ページをお開きください。1款総務費1項総務管理費332万9,000円は一般事務に係る経費を計上しております。2項徴収費182万9,000円は徴収に係る経費を計上しております。2款1項後期高齢者医療広域連合納付金4億8,870万3,000円は広域連合への保険料等の納付金で、昨年度より3,092万7,000円、6.8%増額しております。3款諸支出金1項償還金及び還付加算金は77万8,000円、2項繰出金は存目計上でございます。4款予備費は100万円を計上いたしております。

以上が平成30年度長与町後期高齢者医療特別会計予算の主な内容でございます。

なお、説明資料といたしまして、平成30年度長与町後期高齢者医療特別会計予算に関する説明書を添付いたしておりますので御参照願います。

次に議案第32号平成30年度長与町介護保険特別会計予算につきまして、予算書の1ページをお開きください。第1条第1項におきまして、平成30年度保険事業勘定の総額を歳入歳出それぞれ28億7,561万7,000円、介護サービス事業勘定の総額を歳入歳出それぞれ2,683万4,000円といたしております。この予算規模は前年度に比べて保険事業勘定が2億7,422万7,000円の8.7%減、介護サービス事業勘定が309万6,000円の13%の増となっております。

それでは歳入歳出について保険事業勘定からご説明をいたします。予算書の2ページをお開きください。保険事業勘定の歳入でございます。1款保険料では第1号被保険者の保険料6億6,372万8,000円を計上いたしております。2款使用料及び手数料は督促手数料でございます。3款国庫支出金1項国庫負担金は介護給付費負担金4億8,327万円を、2項国庫補助金は調整交付金及び地域支援事業交付金1億5,639万7,000円を計上いたしております。4款支払基金交付金は第2号被保険者の保険料相当分で介護給付費交付金及び地域支援事業支援交付金7億3,399万8,000円を、5款県支出金1項県負担金は介護給付費負担金3億5,667万8,000円を、2項県補助金は地域支援事業交付金3,490万9,000円を計上しております。6款財産収

入は存目計上でございます。7款繰入金1項一般会計繰入金は介護給付費繰入金、地域支援事業繰入金、その他一般会計繰入金及び低所得者に対する保険料軽減措置分の公費負担分繰入金として低所得者保険料軽減繰入金を加え、合計で4億1,655万6,000円を、2項基金繰入金は介護給付費準備基金繰入金として2,000万円をそれぞれ計上しております。8款繰越金は1,000万円を計上いたしております。9款諸収入は全て存目計上でございます。

続きまして歳出でございますけども、3ページをお開きください。1款総務費1項総務管理費は1,401万円を計上いたしております。2項徴収費は介護保険料徴収嘱託員報酬の他、納付書郵便料、コンビニ収納手数料等を含め366万1,000円を計上いたしております。3項介護認定審査会費は認定審査会及び認定調査に係る経費3,440万円を計上いたしております。4項趣旨普及費は56万7,000円を計上いたしております。5項介護保険運営協議会費は36万2,000円を計上いたしております。2款保険給付費1項介護サービス等諸費は、要支援及び要介護の認定を受けた方が利用するサービス費を支払う経費として25億8,445万8,000円を計上いたしております。3款地域支援事業費は、1項介護予防・生活支援サービス事業費として1億1,607万5,000円、2項一般介護予防事業費は1,798万3,000円、3項包括的支援事業・任意事業費は9,308万9,000円をそれぞれ計上いたしております。4款基金積立金は存目計上でございます。5款公債費は30万円を計上いたしております。6款諸支出金は、保険料還付金等で71万1,000円を計上いたしております。7款予備費は1,000万円を計上いたしております。

次に介護サービス事業勘定について御説明いたします。4ページをお開きください。介護サービス事業勘定の歳入でございます。1款サービス収入1項介護予防給付費収入は、地域包括支援センターが行う要支援1、要支援2の方のケアプラン作成及び総合事業対象者の方の介護予防ケアマネジメント作成に係る収入として2,683万2,000円を計上いたしております。2款繰越金及び3款諸収入は存目計上でございます。

次に歳出でございますが、5ページをお開きください。1款事業費1項指定介護予防支援事業費は介護支援専門員の報酬、居宅事業者へのケアプラン作成委託料など2,442万1,000円を計上いたしております。2項介護予防・日常生活支援総合事業費は介護予防ケアマネジメント作成委託料241万3,000円を計上いたしております。

以上が平成30年度長与町介護保険特別会計予算の主な内容でございます。なお、説明資料といたしまして、平成30年度長与町介護保険特別会計予算に関する説明書を添付いたしておりますので御参照願います。

次に議案第33号平成30年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計予算につきまして、予算書の1ページをお開きください。平成30年度の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7億8,015万3,000円で事業の推進を図りたいと考えております。

歳入歳出の主なものにつきまして御説明いたします。2ページをお開きください。歳入の1款国庫支出金1項国庫補助金として1億2,950万円を計上しております。2款県支出金1項県補助金は2,500万円を計上しております。3款繰入金1項一般会計繰入金は6億2,364万9,000円を計上しております。4款繰越金1項繰越金は200万円を計上しております。

続きまして、歳出について御説明を申し上げます。3ページをお開きください。1款土木費1項都市計画費は7億310万5,000円を計上しております。事業内容としましては、高田南土地地区画整理事業地区内において、主に南東部地区での工事の進捗を図る予定となっております。2款公債費1項公債費は起債償還金として7,504万8,000円を計上しております。3款予備費1項予備費は200万円を計上しております。

以上が平成30年度長崎都市計画事業長与町土地地区画整理事業特別会計予算の主な内容でございます。なお、議案の後に予算に関する説明書及び主要な施策に関する説明書を添付しておりますので御参照願います。

次に議案第34号平成30年度長与町水道事業会計予算につきまして、予算書の1ページをお開き願います。第2条の業務の予定量としまして、平成30年度末給水戸数を1万5,780戸、年間総給水量を370万5,321立方メートル、1日平均給水量を1万152立方メートルと見込んでおります。また、主要な建設改良事業といたしまして2億4,130万円を行う予定としております。

第3条の収益的収入及び支出の収入では、第1款水道事業収益7億9,853万2,000円を見込んでおります。この主なものとしましては営業収益の7億1,420万7,000円、主に水道料金6億8,600万5,000円でございます。営業外収益では8,431万5,000円、主なものは長期前受金戻入7,947万7,000円でございます。支出では第1款水道事業費用7億3,770万3,000円を予定しております。主なものとしまして営業費用の7億1,236万2,000円でございます。主な内訳としまして水道施設等の維持管理等に要する費用として、原水及び浄水費で2億9,186万4,000円、配水及び給水費で1億27万6,000円、また、減価償却費として2億1,585万6,000円などを計上しています。営業外費用では1,057万1,000円を計上しており、主に企業債利息及び消費税等に要する費用となっております。その他、特別損失、予備費を計上しております。

第4条の資本的収入及び支出の収入では、第1款資本的収入2億4,586万円を見込んでおります。これは企業債の2億2,500万円と高田地区（高田南）配水管布設工事に伴う負担金及び分岐工事負担金の2,086万円を予定しております。支出では、第1款資本的支出5億9,251万1,000円を予定しております。この主なものは本川内地区水道施設整備工事及び青葉台団地内配水管布設替工事などの建設改良費5億500万2,000円及び企業債償還金8,550万9,000円でございます。なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億4,665万1,000円は、当年度分

消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,438万2,000円、当年度分損益勘定留保資金1億4,657万9,000円、減債積立金8,550万9,000円及び建設改良積立金8,018万1,000円で補填する予定でございます。

2ページをお開き願います。第5条の企業債につきましては、水道施設整備の事業費に充てる目的で2億2,500万円の起債を予定いたしております。第6条の一時借入金につきましては借入限度額を3億円としております。第7条の予定支出の各項の経費の金額の流用につきましては、営業費用と営業外費用及び特別損失間において予算の流用を可能とすることを願います。第8条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費につきましては、職員給与費1億2,662万8,000円及び交際費10万円を予定いたしております。第9条のたな卸資産購入限度額につきましては773万円を予定いたしております。以上が平成30年度長与町水道事業会計予算の主な内容でございます。なお、議案の後に平成30年度長与町水道事業会計予算に関する説明書を添付いたしておりますので御参照願います。

次に議案第35号平成30年度長与町下水道事業会計予算につきまして、予算書の1ページをお開き願います。第2条の業務の予定量としまして、年度末排水戸数を1万5,840戸、年間総排水量を406万1,995立方メートル、1日平均排水量を1万1,129立方メートルと見込んでおります。また、建設改良事業として4億7,109万4,000円を予定し、国庫補助対象事業として3億2,100万円を行う予定としております。

第3条の収益的収入及び支出の収入では、第1款下水道事業収益として10億2,731万7,000円を見込んでおります。主なものとしましては営業収益の6億7,540万円、主に下水道使用料6億7,262万1,000円でございます。営業外収益では3億5,191万6,000円、主なものは一般会計負担金1億3,100万円及び長期前受金戻入2億2,010万5,000円でございます。支出では、第1款下水道事業費用9億9,552万9,000円を予定しております。主なものとしましては営業費用の8億9,920万4,000円でございます。営業費用の主な内訳といたしまして、下水道施設の維持管理等に関する費用として管渠費、処理場費で3億7,228万2,000円。また、減価償却費として4億5,062万2,000円などを計上しております。営業外費用では8,802万5,000円を計上しており、主に企業債利息及び消費税等に関する費用となっております。その他、特別損失、予備費を計上しております。

第4条の資本的収入及び支出の収入では、第1款資本的収入4億114万4,000円を見込んでおります。内訳といたしましては、建設改良費への充当分として企業債2億2,600万円、国庫補助金1億7,430万円、受益者負担金の84万4,000円を見込んでおります。支出では、第1款資本的支出6億8,185万4,000円を予定いたしております。内訳といたしましては、建設改良費4億7,325万4,000円、企業債償還金2億760万円、その他、予備費の100万円でございます。主な建設改

良事業といたしまして、長与浄化センターの耐震化、高度処理に関わる改築更新事業、また、汚水管渠等の下水処理施設に係る管渠の改築、更新事業を行う予定といたしております。以上により資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億8,071万円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,102万7,000円、過年度分損益勘定留保資金5,208万3,000円及び減債積立金2億760万円で補填する予定といたしております。

第5条の債務負担行為につきましては、水洗便所改造資金に対する利子補給補助金として、住民が借り入れた資金に対して、平成31年度から平成35年度までの期間に金融機関へ支払う利息相当額を限度額とし債務の負担を行う予定としております。上記事業に伴い借入資金に対する債務不履行時の損失補償として、借入金の償還期限到来後3か月を経過した日から履行の日までの期間につき、元金及び遅延利息の合計額を限度額とし債務の負担を行う予定としております。また、平成30年度から平成31年度までの期間に行います長与浄化センター改築更新工事の委託料につき、平成31年度施工分6億3,900万円を限度額とし債務の負担を行う予定としております。

2ページをお開き願います。第6条企業債の発行につきましては、建設改良費に伴う企業債として2億2,600万円を証書発行により年利率5%以内で借入を行う予定といたしました。第7条の一時借入金につきましては借入限度額を3億円としております。第8条の予定支出の各項の経費の金額の流用につきましては、営業費用、営業外費用及び特別損失間において予算の流用を可能とすることを願います。第9条の議会の議決がなければ流用することのできない経費につきましては、職員給与費6,899万2,000円及び交際費10万円を予定しております。なお、議案の後に長与町下水道事業会計予算に関する説明書を添付いたしております。

以上が当初予算の主な内容でございます。御審議のほどよろしく願います。

○議長（内村博法議員）

次に日程第41、議案第36号人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。

ただいま議題としております議案について提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

では、議案第36号人権擁護委員の推薦につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。任期満了により退任された委員の後任といたしまして、田島弘明氏を法務大臣に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして、議会の意見を求めるものでございます。田島氏は昭和52年より長与町職員として勤務され、税務関係の窓口や地域振興の担当、また生活福祉部門の部長を歴任されるなど住民福祉の向上に尽力されました。また、退職後の平成27年4月より地域公民館やふれあいセンターの館長として、知識経験を生かした地域コミュニティ活動の推進などに御尽力いただいております。その他住所等につきましては、お手元の議案書に記載のとおりでございます。人

格識見が高く広く社会の実情に通じ、人権擁護につきまして深い御理解のある方と確信をしておりますので、よろしく御推薦くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（内村博法議員）

これにて本日の日程は終了いたします。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

（散会 12時06分）